

帝国大学体制と御雇い教師カール・ラートゲン

— ドイツ国家学の伝道 —

瀧 井 一 博

はじめに

1. 来日の経緯：教養市民の気概
2. 国家学教師ラートゲン——その活躍の場
3. ラートゲンの見た日本の大学
4. セミナールの導入と挫折
5. 国家学の「伝道」
 - (1) 体制への嚮導
 - (2) 歴史と統計
6. その後のラートゲン

結びにかえて

は じ め に

明治19年、それまでの東京大学を母胎にして、帝国大学が設立された。これによって、わが国の高等教育ならびに学術体制は抜本的な改編を迫られることになる。それは一言で言えば、学問の府を掲げた東京大学から、高等官吏養成機関としての帝国大学への移行である¹⁾。本稿は、帝国大学の成立に伴う新たな学識社会＝帝国大学体制²⁾の登場をカール・ラートゲン(Karl Rathgen, 1856-1921)という一人の御雇い外国人を通して考察するものである。

ラートゲンは、東京大学文学部（後には帝国大学法科大学）における初代の政治学教授として、明治15年から23年までの間、わが国で活躍したドイツ人教師である。その知名度は、アーネスト・フェノロサやラフカディオ・ハーンのような、同じく東京大学・帝国大学で教鞭を執った著名な御雇い外国人教師に比べると格段に差があり、また同じドイツ人として同様に明治期にいわゆる独逸学の普及に携わったヘルマン・ロesslerやアルバート・モッセと比しても大いに遜色があるかもしれない。にもかかわらず、この人物は帝国大学体制というものを考える際、以下のような意味で極めて興味深い研究対象たりうる。

まず第一に、ドイツ国家学継受史研究からの関心である。筆者は国家学（Staatswissenschaft）という学問形態に関心を寄せ、そのドイツにおける成立と日本への伝播についてこれまで研究を進めてきた。その一応の成果はすでに一書のかたちで提示してあるが³⁾、ラートゲンの存在は、彼がまさにわが国の大学の講壇において、政治学のみならず、国法学、行政学、統計学、財政学といった社会科学の諸分野の教育に従事し、まさにドイツ国家学全般のわが国における普及の担い手となっていたという点で留意すべきものがある。

この国家学とは、帝国大学体制と密接なつながりをもってわが国に導入された学問だった。帝国大学の創設後、直ちに同大学法科大学内に国家学会が設けられ、初代総長渡辺洪基^{ひろもと}の強力なリーダーシップで同会が運営されたことが、そのことを端的に物語っている。旧著では、主として政府高官を中心とする国家中枢部でのドイツ国家学の受容に焦点が定められたのであるが、ラートゲンの在日時の活動を辿ることによって、帝国大学という現場で斯学が流布していった具体的な様相を明らかとすることができるのではないかと考えている。

第二が、この人物に対する個人史的関心である。既述のように、確かにラートゲンは、専門の御雇い外国人研究のなかでも、これまで取り上げられることは少なかった⁴⁾。だが、その生涯に多少立ち入ってみたとき、彼が目すべき経歴の持ち主であったことが分かる。何よりも興味深いのが、偉大なローマ史家ゲオルク・ニーブールを祖父とし、そしてドイツ歴史学派経済学の総帥たるグスタフ・シュモラーを義兄にもつという刮目すべき家庭環境である⁵⁾。19世紀のドイツでは、大学で学問（Wissenschaft）を修めたいいわゆる教養市民（Bildungsbürgertum）であることが、社会的エリートの必須の要件だった⁶⁾。二人の大学者を縁戚にもつラートゲンは、血統書つきの教養市民だったと見なしうる。

また、ラートゲン自身も、ドイツの教養社会のなかで、生涯を通じて着実にエリートの階梯をかけ登っていった人物だった。日本から帰国した後、彼は1891年に『日本の国民経済と国家財政（Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt）』と題する浩瀚な日本研究書を著し、これによってベルリン大学にて教授資格を取得、マールブルク大学教授を経た後、1900年にはかのマックス・ヴェーバーの後任としてハイデルベルク大学に招聘されている。さらに1908年にはハンブルクに設立された植民地研究所の初代所長に迎えられ、そして1919年にこの研究所を基盤としてハンブルク大学が創設されるや、彼は同大学の初代学長に就任し、1921年に死去するまでその職に就いている⁷⁾。

このように、後にドイツ・アカデミズムのなかで顕著な成功を収めることになる人物が、明治中期のわが国での高等教育再編の現場に居合わせ、大学で教鞭を執っていたのである。教養市民としての価値観が、大学組織の改革に際して何らかの影響を与えるものであったのか否かは、興味をそそる問題であろう。

ラートゲンに関する研究は、これまでに幾つかのものが発表されている。本稿では副次的

にしか触れられないが、彼はその教授資格請求論文がそうであったように、日本から帰国後生涯にわたって数多くの日本論を著しており⁸⁾、それらは当時のドイツの学問界における日本像の形成に少なからぬ役割を果たしていた⁹⁾。この点を重視し、ラートゲンの日本観を究明せんとの研究関心が当然成立する²⁰⁾。

他方で、本稿が設定するテーマとの関係では、古くには蠣山政道氏による日本政治学史の観点からの¹¹⁾、またより新しい研究としては勝田有恒氏による明治期ドイツ学継受史の観点からのラートゲンへの論究がある¹²⁾。特に勝田氏の研究は、ラートゲンの日本での活動を丹念かつ網羅的に辿った決定的価値を有している。以下の論述は、これまでに筆者が入手し得た資料を用いて、勝田氏が描いたラートゲンの滞日時の活動に新たな肉付けを施すという意義をもつと同時に、勝田氏が政府部内への独逸学浸透の地ならしをした存在として専らラートゲンを捉えられているのに対して、本稿が主として彼の明治日本における存在意義を、来るべき帝国大学体制下での日本型アカデミズムの成立と関連づけて考察する点に特色がある。

なお、本稿では、新資料として、ラートゲンの御令孫にあたる元ドイツ外務省文化局長バルトルト・ヴィッテ博士（Dr. Barthold Witte）所蔵のラートゲン在日時の家族宛書簡集の利用を許された¹³⁾。これによって、ラートゲンの日本での活動について、より奥行きのある叙述が可能となるだろう。ヴィッテ博士にはこの場を借りて、貴重な資料の閲覧・筆写を快諾していただいたことを感謝したい。

1. 来日の理由：教養市民の気概

ラートゲンが日本の地を踏んだのは、1882（明治15）年4月4日である。エジプト、インド洋、東南アジア、香港を経た2ヶ月あまりの船旅の後のことであった。

当時まだ27歳にも満たなかったこのドイツ人青年を日本政府が雇い入れるに至った具体的経緯には不明の部分が多い¹⁴⁾。東京大学所蔵『文部省往復』所載の資料によると、東京大学に「行政兼理財学教師」を招聘する必要を感じていた文部卿福岡孝弟と東大総理加藤弘之が、明治14年7月に在独公使青木周蔵に人選を依頼し、それを受けて青木が「知縁之博士等ニ謀リ」、翌年2月にラートゲンと仮契約を結んだことが分かる¹⁵⁾。

彼の来日の経緯を考えたとき、興味を引くことがある。既述のように、ラートゲンは生粋のドイツ教養市民であり、エリートとして将来を嘱望されていた人材だったはずである。そのような人物が、何故にわざわざあの当時の日本にまでやってくることを決断したのか、ということである。明治期に日本に活躍の場を求めた法政関係のドイツ人には、アウトサイダー的人物が目につく。カトリックに改宗し、文化闘争期のプロイセンでの大学教授職をなげうって来日した政府の法律顧問ヘルマン・ロessler然り¹⁶⁾、ユダヤ人であるが故にドイツでの就職に

不自由していたアルバート・モッセ然り¹⁷⁾、である。彼らのように、いわばワケありで来日してきた人々と比べて、ラートゲンの存在は異彩を放っている。カトリックのロesslerやユダヤ人モッセのようなドイツ社会のアウトサイダーに対して、ラートゲンはドイツ社会のれっきとしたインサイダーだった。では、そのような彼を、遠い異国日本での教師生活へと導いたものは何だったのだろうか。この点、ラートゲンは書簡のなかで次のように書き記している。

ところで、自分がここに来るに至った件に問いが向けられることで、後悔の念が私に生じることが決してありません。私が現下の状況でドイツにいたら、もっと迅速に職と榮譽にあずかれるだろうとしても、です。私は、外国で全く別の人間となったこの時間を逃したくないのです。そんなに自立心に富んでいたわけではない私の性格にとって、ここで必要にかられてなされている「自分の足で立つこと」は、とても有益なものでした。当初、それは往々にして大変難しいことだったのですが。(1884(明治17)年5月29日付書簡)

ここに吐露されているのは、異郷の全く違った環境で自分の価値を見つめ直したいという自省の衝動であり、さらに忖度すれば、単純に世間のエリート・コースに乗ってしまうことへの模糊たる不安と説明できよう。大学での学業を終え、これから社会に出ようとする青年知識人の懊悩とでも称すべきものである。彼は来日の前年に父親を亡くすという不運にも見舞われていた。2年前に母親も他界しており、社会人として自立する前に両親を失ったわけである¹⁸⁾。そのような家庭環境の変動が、以上のような内省の念を助長したことも十分に考えられる。

換言すれば、社会人としての自立を前にして襲ってきた得体の知れない煩悶の感情が、彼を日本へと旅立たせたと推測できる。彼の苦悩は真剣なものだったに違いない。だが、ロesslerやモッセに比べると、それは何とも贅沢な悩みというべきではないか。少なくともラートゲンは、ドイツでの将来のことを憂えて、来日を余儀なくされたのではなかった。日本での教職は、ドイツで仕事を始めるまでのステップと位置付けることができたであろう¹⁹⁾。来日生活は彼にとって、自国で本格的に社会に出るまでの内面的修養の時期であった。

以上のように、異国での自立した生活を念願として彼は来日したわけであるが、あの当時に「極東」の日本で青年期の数年を費やすという冒険心を支えていたものは、他にもあった。日本での彼の生活を規定していたより積極的なエトスとして、日本研究への強い意欲が挙げられる。来日から2ヶ月が過ぎようとした1882(明治15)年6月2日、ラートゲンは講義の準備と並行して、日本研究のための文献調査を進めていることを書き送っている。

私は目下個人的に2つの方向に邁進しています。講義のための勉強と日本についての文献の調査です。後者は必ずしも恵まれているわけではありません。最も賞賛されている本の

ひとつであるグリフィスの『ミカドの帝国』(The Mikado's Empire, 1876) は、ひどい間違いがページ数よりも多く含まれています。何日か横浜にいたことのある女性ならば誰もが、著作執筆への義務感を感じるでしょう。しかしそこで正しいのは当然ながら、誰もが知っていて、どの本にも載っていることだけなのです。最良の書物と一般に見なされているのはライン博士の『日本』ですが、ひどく無味乾燥です。

上の書簡では、グリフィスとラインの著名な日本論に厳しい評価が下されているが、別の箇所ではこの他にもさらに、イザベラ・バードの『日本奥地紀行 (Unbeaten tracks in Japan)』や英米人宣教師の紀行文にも冷評が浴びせられ²⁰⁾、またローレンツ・フォン・シュタインのような碩学がドイツの新聞紙上などに発表した日本論にも痛罵が投げかけられている²¹⁾。読むに値する日本についての著作は、ジュールジュ・ブスケの“Le Japon de nos Jours (Paris 1877, 2 vol) [野田良之訳『日本見聞記：フランス人の見た明治初年の日本』(みすず書房, 1977年)]”のみだと断じている。数多の日本論は、彼にしてみれば、日本に対するエキゾチックな関心のみからなっている極めて浅薄な印象記にとどまっていた。若きラートゲンの眼に、日本研究の現状は大いに批判すべきもの—そしてそれが故に大なる開拓の可能性あるもの—と映っていたのである。遥か「極東」に渡ってきた若き学究の客気がうかがえよう。既存の日本論は一度棚上げにされて、改めてより学問的な見地から日本研究はやり直されなければならない—それが、彼の意図するところであったと考えられる。

言うならば、ラートゲンは大学で学問 (Wissenschaft) の洗礼を受けたドイツ教養市民として、二重の気概をもって来日した。第一に、ドイツでの将来をすでに約束された正真正銘のエリートとしてのそれ、そして第二に、日本研究に新たな道を切り開かんとする学究 (Wissenschaftler) としてのそれ、である。

2. 国家学教師ラートゲン—その活躍の場

ラートゲンは、東京大学に初代の政治学の教授として迎えられた。日本での彼は、まず第一に大学の教師であった。しかし、明治中期の「ドイツ熱」の渦中で、彼の活動の場は大学に限られなかった。滞日中、ラートゲンは多岐にわたる場所に招かれ、講義や講演に忙しい日々を送った²²⁾。

そのような場として先ず挙げられるのが、「ドイツ学」喧伝の場として1881 (明治14) 年に設立された独逸学協会である。1883 (明治16) 年4月22日に同協会の会員に迎えられたラートゲンは、そこで継続的に講義の機会をもつことになる。すなわち、1884 (明治17) 年1月19日より、独逸学協会の主催によって、ラートゲンによる行政学講義が開かれている。この講習会は

同年12月まで続けられた後に、所定の内容を終えて閉会しているが²³⁾、好評を博したようで²⁴⁾、直ちに第二弾が立ち上げられ、結局1888(明治21)年11月まで、ラートゲンの行政学講義が同協会のもとで開催された²⁵⁾。それを聴講していたのは、主として政府部内の実務官僚だった模様で、その講義録はたちどころに印刷に回され、独逸学協会から出版されて会員の間に流布していった。彼の講義は、政府部内のドイツ流行政思想の浸透の一翼を担っていたものと目される²⁶⁾。

このような実務家向け講習は、独逸学協会のみを拠点としていたのではない。早くには、すでに1883(明治16)年4月28日に、ラートゲンは大日本水産会に招かれ、「水産論策一則」と題して講演をしている²⁷⁾。独逸学協会の有力な会員でもあった品川弥次郎が、同会の会長を務めており、ラートゲンの登壇は品川の誘いによるものと推測される。また、独逸学協会での講義を終えるのと相前後するかたちで、さらに今度はアルバート・モッセと共同で官僚や華族のための講義が開講されている。すなわち、1888(明治21)年11月2日より翌年3月29日までの間、ラートゲンは新設の自治政研究会において、かのアルバート・モッセと交互に隔週で、地方制度についての連続講演を行っている²⁸⁾。その記録も『自治政講義録』と題されて、矢継ぎ早に江湖に出されていった。この他、農商務省の嘱託として、取引所関係法規の制定に参与しており²⁹⁾、内務省でも何らかの講義を担当していたと言われている³⁰⁾。また、徳川家の嗣子である徳川家達(家茂)の家庭教師にも任ぜられていたらしい³¹⁾。

以上のような専ら官僚を主眼とする講演活動の一方で、彼は大学を基盤としての学会活動にも参加している。1887(明治20)年、前年の帝国大学の設立と軌を一にして、法科大学に国家学会という総合的政策研究機関が設置される³²⁾。ラートゲンはこの組織にことのほか大きな期待を寄せていたようで、自分の生徒たちがその中心メンバーとなっていると誇らかに書き送っている³³⁾。そして、かくいうラートゲン自身も、同会に積極的にコミットしていた。例えば、創立記念大会の講演会の壇上には、帝大総長渡辺洪基ならびに同僚の法科大学教授和田垣謙三とならんでラートゲンの姿もあった³⁴⁾。

このように、確かにラートゲンの日本での活動は、大学での教壇に限定されるものではなかった。ドイツ思想の席卷という当時の時代状況の後押しを受けて、彼は幾度となく官界にまで招かれ、独逸学の普及に努めていたのである。だがその一方で、彼の主たる職務の場が大学であったことは確かである。彼の肩書きは一貫して、大学教授であった。大学での講義の傍ら、彼は、政府の求めに応じて講義の出前を行っていたのである。少なくとも、彼に期待されていたのは、あくまで教師としての役割であった。そこで次に、大学人としてのラートゲンの姿を見ていくことにしたい。

3. ラートゲンの見た日本の大学

大学教師として招聘されたラートゲンは、8カ年の在日期间中、当初は東京大学文学部において、そして東京大学の帝国大学への改組の後には法科大学において、政治学、行政学、統計学、国法学の講義に従事した。ドイツ思想の流行という世相のなかで、彼はアカデミズムにおけるドイツ国家学導入の役割を期待されていたのである。そして彼自身も、この職務に張り合いと使命感を感じていたようである。在日中、ラートゲンはドイツに宛てて繰り返し日本の大学の現状を批判し、その改革の不可避さを説き、そして自ら大学の組織と教育の変革に没頭していることを伝えている。

そのようなラートゲンの姿は、「ドイツ・ヴィッセンシャフトの伝道師」との形容がふさわしいように思われる。再言になるが、当時のドイツでは大学で^{ヴィッセンシャフト}学問（Wissenschaft）を修め、教養市民として認知されることがエリート³⁵の条件であった。ドイツ知識層の指導原理として戴かれていたのが、大学で研究・教授される学問＝ヴィッセンシャフトだったといえる。「学問＝ヴィッセンシャフトの国」ドイツからやってきた彼の眼に、当時の東京大学の学生がどのように映っていたのかをまず聞いてみよう。日本で一学年を教授し終わった後に文部省に提出された彼の申告のなかに、次のような表現が見られる。

尚陳ヘサルヘカラサル一層重要ノ事項アリ。其ハ学生一般ニ自修ニ吝ニシテ専ラ余ノ解釈
弁明ニ一任シ去リ、各力メテ諸大家ノ著書中ヲ搜索シ自ラ研磨スルコトヲ為サス。畢竟余
カ講義ヲ記憶スルヲ以テ足レリトシ、且講義中引証セル諸書ノ如キモ学生自ラ就テ研究ス
ル等ノコトナキヲ以テ、新ニ一問題ヲ設ケ、之カ討究ヲナサシムルニ方リ、其論スル所毎
ニ皮相ニ止マリ深達スル能ハサルナリ。³⁵⁾

学生が独学の意欲に乏しく、教師の講説の丸暗記に終始するばかりで、自分の頭で考えることに怠惰だと畳み掛けるように不満が連ねられている。同旨のことを彼は、ドイツにも書き送っていた。例えば、日本での最初の学期を終えた1882年6月、日本の学生を評して次のようなことが述べられている。

学生たちは不明瞭このうえない観念、誤った理論に囚われています。それらを彼らは、必要な事実的基礎づけを与えられることなく詰め込まれているのです。例えば、彼らの歴史的知識について知るために、ひとりの者にフランス革命の原因について質問します。ええ、彼はとても良く分かっています。国王が「人民の権利を踏みにじった」のです！当然ながら私は彼に、どんな権利をですか？、どのように国王はそれを踏みにじったのですか？と

尋ねます。白紙です。それでは、革命前の政府とはどのようなものだったのですか、革命で国家の制度はどうなったのですか、とさらに質問したときも同様でした。どの問いにおいても、何かはっきりした解答に出会ったためしがありません。いつも「人民の権利」、権力分立、ハーバード・スペンサーの「進化」についての断片等々の茫漠とした理念ばかりです。もちろん、責任は学生たちにあるのではなく、それ自体不完全で、日米の教師によって競い合って汚されている教育にあります。そしてそこでは、学生たちは日本のことよりもヨーロッパのことのほうを良く知っているのです。何と最近まで、試験で日本の公の状態に關した設問をすることは禁じられていたのです！

ラートゲンの日本の学生に対する印象が率直に綴られている。彼の眼には、彼らは未だに自然法や社会進化論の迷夢に囚われていると映じていた。日本の学生たちは、そういった単純な抽象理論をふりかざして、安易に政府批判に走っているとしてラートゲンは違和感を覚えている。それは学問の府たる大学のあるべき姿とは見なされない。実際、ヴィッセンシャフトの国から来た人ラートゲンは、別の書簡において、「すべての（あるいはほとんどすべての）若者は、大変な反体制派です。しかし私は、講義を政治的アジェーションの手段にすることはできません」と書いている（1882年10月16日付書簡）。

だが、責めは学生に帰せられるべきものばかりではない。むしろ、最大の責任は、多くの外国人教師と彼らを野放しにしている官僚にあるという。先の引用の直前で、ラートゲンは次のようにも書いていた。

けれども最悪なのは、ここにいる一群の欧米人です。[中略]ここには全く悪質なならず者の寄生者がいて、彼らは自国では何もチャンスがなく、そこで今後も日本人から養ってもらうために、彼らに何とかして気に入られようとしているのです。そして残念なことに日本人は、大部分の者がこれらの輩をどう見なすべきか熟知していながら、彼らに聞き耳を与えてしまうのです。そんなわけで、少なくとも中下級の官吏の間では、制度が改良され、学生たちが真に有用な知識を獲得し、自ら学問的に勉強することを学ぶようにしたいとの考えは全く生じていません（もちろん、高級な官吏のなかにはそのことに気づき、改正を望んでいる者が個別的にいます。しかしこの複雑な官僚機構のなかでは、既存のものの変更を欲する人は無力なのです。誰もが自分の地位とパンのために戦っているのですから）。かくしてこのあからさまな生半可の教養ができあがります。これは無学よりも始末に負えません。

つまり日本の大学の病弊は、ラートゲンの診断によれば、教育の内容と制度の両面にわたる

ものだった。一方で歴史的具体性を度外視した理想論的論断が政治的アジテーションと化して横行し、他方で既存の制度に安住している官僚と教師たち—特にアメリカ人を中心とする御雇い教師—がいる。ラートゲンにとって、日本の大学の現状は、二重の意味でヴィッセンシャフトの呈をなしているとはいいがたかったのである。畢竟、彼は大学の抜本的な改革を期待する。1885（明治18）年の年末に、内閣制度の導入を主眼とする官制の大改革が敢行された。それは、「地震」と形容され、官吏をおののかせていた。同年12月27日付の書簡のなかでラートゲンは、「今や「地震」は中下級の官僚層へと伝播しており、一大リストラが行われています。大学にもそれが及べばよいのですが」と記していたが、果たせるかな、年を越えると改革は大学にまで波及していった。

日本人は改革を「地震」と名付けていますが、それは大学をも襲ってきました。まず第一に、わが学長〔総理〕たる老加藤が、元老院へと「昇進」させられました。この後どうなるのか、誰にもまだ分かりません。これまでところただ一人だけが解雇されています。どうしようもない飲んだくれの眼科医で、彼はいずれにせよ、とっくにお払い箱になっていなければならない輩でした。官僚たちはみな、非常に心配して生活しています。次の瞬間には放り出されるかもしれないのですから。

衆知のように、1886年3月1日に帝国大学令が公布され、従来の東京大学は改組され、帝国大学が創設される。上の文面は、前年暮れの官制改革と帝大設立との連動性を伝えると同時に、その抜き打ちぶりを髣髴とさせる³⁶⁾。

このようにして、ラートゲンの内なる声に応えるかのように、大学の組織変革が成し遂げられた。彼にとってとりわけわが意を得たかたちなのは、大学が英米系の思潮と訣別し、ゲルマン化が進展していくという事態の展開だった。実のところ、ラートゲン自身が、かねてからそのような方向への大学の教育内容の改革に挺身していたのである。したがって帝大体制への高等教育の移行は、彼にしてみれば、自分のこれまでの孤軍奮闘の努力に報いるものと考えることができたであろう。そこで次に、このラートゲンによる改革運動を見ておくことにしたい。

4. ゼミナールの導入と挫折

近代日本大学史のなかで、ラートゲンには特筆すべき功績が帰せられる。彼は、わが国で初めてゼミナールを開講した人物だったのである。後に京都帝国大学が設立された時、同大学はドイツの大学のゼミナール制度を採り入れ、それを通じた学生教育をもって東京帝大に対する独自性を築こうとした³⁷⁾。だが、ゼミナールの試み自体は、京都帝大に先駆けて、東京大学

時代にラートゲンの手によって遂行されていた³⁸⁾。ドイツでの大学生時代に、ゼミナール教育によってヴィッセンシャフトの薫陶を受けていた彼が、この制度による学生の学問的教化に多大の意義を認めていたことは想像に難くない。日本の大学でのゼミナール採用に向けた彼の動きは迅速である。日本で一学期を終えた直後から、彼はゼミナールの導入を大学当局に働きかけ、1882(明治15)年9月にわが国初のゼミナールの開講にこぎ着けている。テーマは、「イギリス憲法史」だったという。幾人かの向学心ある学生の参加を得たとして、彼はゼミの成りゆきに期待していたが、蓋を開けてみると、その結果は散々なものだった。この年の『東京大学申報』に、ラートゲンは以下のように表白している。

余ハ尚茲ニ此演習会ニ関セル概況ニ就キテ自ラ所見ヲ陳スルモ敢テ職外ノコトニアラスト信スルナリ。抑此会ヲ創設セル余ノ初志タル勿論効益ノ充分大ナランコトヲ冀望セシニハ非サレトモ其全一年間ニ収得セル結果ヲ回顧スルニ利スル所甚タ微々タルハ真ニ失望スル所ナリ。余ハ此会ヲ開キシ以来自ラ夥多ノ時日ト労力トヲ費消セシニ係ハラス、寧ロ之ヲ廃棄スルノ遥カニ勝レルニ如カスト為ス感想ヲ起セリ。然レトモ猶余ノ期スル所原来高ニ過キタルナラント再考シ、更ニ該会ノ方法ニ多少ノ改良ヲ加ヘ、以テ初志ヲ果サンコトニ決意セリ。凡此等ノ頗ル失敗ニ属セル事実ノ如何ハ大学将来ノ汚隆ニ関シテ緊切ナルヲ以テ、今深く其然ル所以ヲ討究スルモ固ヨリ無用ノ弁ニアラサルヘシ。³⁹⁾

ゼミナールにかけるラートゲンの情熱は、当初空回りに終わったようである。そもそも、参加した学生たちの姿勢は消極的なことこのうえなかったようで、そのことにラートゲンは殊の外苦言を呈している。ゼミナールを行っても「学生一般ニ敢テ自ラ論難攻撃ヲ企ツル者ナ」し、と議論の不発ぶりを嘆き、「当初ニ在テハ其思想ヲ吐露スルニ遲疑逡巡スル情況アルハ亦勢ヒ免レサル所ナリト雖モ、終始スル情況ノ消滅セサリシハ異シムヘキナリ」と匙を投じている⁴⁰⁾。先に見たような、それまでの受け身教育によって培われた学生の習い性は一朝一夕で変えられるものではなかったということだろうか。

かくして、ラートゲンによるわが国最初のゼミナールの試みは、散々な結果に終わった。以後、ラートゲンが大学内で引き続きゼミを開講し続けた形跡は見当たらず、それは所期の目的を達することなく、大学から姿を消したように見受けられる。本邦初のゼミナールは、このようにして学生の無気力の前に挫折した格好となった。だが、それが全くの徒労に終わったわけでもない。そもそもラートゲンによるゼミナールの導入には、もうひとつの隠された意図があった。それは、ゼミナールを通じて学生のなかから優秀な人材を選び出し、自分が志す日本研究の担い手を作り出そうという狙いである。ゼミ開設が認められ、その喜びを伝える書簡のなかで、彼は次のように書いている。

一種のゼミナールを開きたいという私の申し出は、最初は拒絶されました。一般的に、医学部の教師などは実習のための時間を手に入れるのにいつも苦労しているので、私はこの件にあくまで食い下がり、そしてついに希有なことにも、ゼミの開講の快諾が得られたのです。叶わないことかもしれませんが、私には希望することがあります。外国人には言葉の問題があって不可能な日本の実勢調査にあたってくれる者を何人か見出せないかということです。（1882年7月5日付書簡）

彼があわよくばと願っていたこの成果は、効を奏している。確かに、以後、ラートゲンは、彼の手足となって日本の資料を収集し、その翻訳を行って彼に提出する「助手」のような学生に恵まれているのである。ドイツ帰国後に刊行された『日本の国民経済と国家財政』のなかでは、そのような学生たちの名が感謝の念とともに記されている。阪谷芳郎、木内重四郎、金井延、松崎蔵之助、石塚英蔵らであり⁴¹⁾、このうち阪谷と金井は東京大学時代からのラートゲンの最初期の学生である。この両名がラートゲンと特別な親交を結んでいたことは、彼らの伝記にも明記されており、ラートゲンの生徒として筆頭存在であった⁴²⁾。ラートゲンが、彼らを代表とする日本人学生と親密な関係を築いていたことは、手紙の次の一節からもうかがえる。

私の最年長の生徒の一人が語って言うには、彼は私の講義で初めて、外国の憲法や行政についての具体的なことを耳にしたとのこと。それ以前には一般的な論断や理論ばかりだったそうです。学生が個人的な要望と質問をもってやって来るのを許可していることも、彼らにとっては目新しいことなのです。彼らは今それを実行し始めています。また、学生たちは私に、このままでは財政制度について全く何も知らないことになるだろうから、行政学のなかで財政制度についても何か話してくれと頼んできました。それはもちろん私の責任では行えません。「社会学」の同僚との権限争いはとにかく回避したいですから。（1882年11月18日付書簡）

「社会学」の同僚とは、フェノロサと考えられる。社会進化論に基づく講義で一世を風靡したフェノロサだが、明治15年頃から彼は、日本美術のほうへ関心を移し、そのために大学での教育がおろそかとなり、人気を凋落させていた⁴³⁾。その後を襲い、フェノロサのもとに集結していた学生を引きつけたのが、ラートゲンだった。ゼミナールを通じての学生とのより密接な交流は、それを助長したであろう。ラートゲンのゼミに参加した幾人かの俊秀は、それが失敗に終わった後も引き続きラートゲンの自宅に出入りするなどして、私的に指導を受けていた

ことが、推測できる⁴⁴⁾。

制度としてのゼミナールは、学生に対する教育効果とならんで、学派形成機能をもつことが指摘できる⁴⁵⁾。ラートゲンにとっても、ゼミナールの試みは、日本における自己の学派を築く足がかりという側面があった。この意味において、彼のゼミナールは一定の成果を収めたといっていよい。それは何もラートゲンが、自己の日本研究を支援するスタッフを見出し得たというにとどまらない。阪谷や金井という卓越した頭脳は、ラートゲンの考えるドイツ国家学の精髓を確実に吸収し、その普及に大きな役割を演じることになる。先に、ラートゲンが国家学会の創設に際して、そこに集っているのは、みな自分の学生たちだとドイツに向けて誇示していたことを紹介したが、じじつ阪谷は、創立時からの中心メンバーとして、同会を長年にわたって支え続けることになる。また金井は、ラートゲンが属する経済学の歴史学派を日本において代表する学者となり、後年、社会政策学会を立ち上げてその制度化に功績をあげている。ラートゲンのゼミナールから派生した水流は、日本における国家学の確立という本流へと確実につながっていったといえよう。事此処にいたってわれわれは、ラートゲンの教授した国家学の実態へと問いを向ける必要がある。

5. 国家学の「伝道」

(1) 方法としての歴史：体制への嚮導

ラートゲンの日本での講義は、本稿冒頭でも触れたように、政治学、法学、経済学の諸分野に及ぶ。当時のドイツでの講学用語上、国家学に属する諸学（Staatswissenschaften）を彼は講じていたのである。

確かに教えた科目は多彩だが、それはテーゼの不統一を意味しない。筆者のみるところ、彼の講義にはいくつかの一貫した指導理念が抽出できる。その観点から、ラートゲンの講義の意義を問い直してみたい。

そこでもう一度強調しておきたいのが、すでに何度か言及した、ラートゲンにおけるヴィッセンシャフトの理念である。彼の日本での言動を支えていたのが、ドイツの大学でヴィッセンシャフトを修めたという強い自負の念であった。この信念によって、彼は自らを英米人をはじめとする他の御雇い教師から差異化している。では、そのヴィッセンシャフトとは、いかなるファクターによって構成されるものなのか。まず第一に指摘できるのが、彼における「方法」の観念である。日本の大学には、方法が不在しているとして、彼は次のように述べている。

ここにやって来て以来私は、歴史教育の改善が不可避であることを口頭と書面で迫りました。現在歴史の講師をしている人（日本人）に最近、どのようにして歴史研究の方法を知っ

たのかと尋ねたことがあります。言葉を変えて何度も質問してみたのですが、その人は私のいうことを全く理解しませんでした。これは、日本のアカデミズム（Corpus Academicum）がどうなっているのかのほんの一例です。（1885年10月23日付書簡）

ここで彼が特に、歴史研究の方法を問題としていることに注目しておきたい。つまり、彼にとって国家学とは、歴史的なものでなければならなかった。そして、歴史的といっても、それは従来の歴史的思惟とは方法的に区別されたものである必要があった。かくして、彼はそれまで日本の知識人の心を捕らえていたスペンサーの社会進化論やバックルの文明史観を峻拒している⁴⁶⁾。主として民権派知識人に歓呼をもって受け入れられ、えてして急進的な改革思想の典拠となっていたこれらの理論に対して、ラートゲンの「歴史」は全く別の含意をもっていた。この点で興味深いのが、来日に先駆けて著された博士論文『ドイツにおける市場の成立』⁴⁷⁾である。シュモラーやアドルフ・ヴァーグナー在籍当時のシュトラースブルク大学という歴史学派経済学の牙城に提出されたこの論文は、市場という経済制度の成立と発展を法制的側面からなぞった法史学的研究であるが、集合的経済取引の場としての市場の成立が、平和と不可分の関係にあり、そのため権力による秩序維持をとりわけ必要とするとの考えが基調となっている。この点が端的に窺える一節を訳出しておこう。

ローマの官僚国家が無惨に解体された後に、担い手たる機関を失った行政の職務を引き受け、伝来の文化を救済して、新たな発展の確固とした土台となしたこと、それがキリスト教会の最大の功績のひとつである。ローマ時代に按察官が部下とともに、正当な分量と重量、商品の品質、商売と交易上の誠実、都市市場への十分な食料品その他の物品の流入のために、いかに腐心したかということは、司教たちに引き継がれ、そして継承されていった。⁴⁸⁾

このような権力の秩序維持という機能は、ヨーロッパの歴史のなかで、権力者の変更にかかわらず、一貫して保持されていった。ラートゲンはこの点を市場法制の展開に即して描いているのである。ここには、公共的秩序への高い志向と、それを実現するための権力に対する強い倫理的要請が認められる。

したがってラートゲンの立場は、明治政府に対するスタンスという点でも、民権派の藩閥政府批判とは一線を画するものとならざるを得ない。すでに引用した書簡の一節において彼が、日本の学生の大部分が「大変な反体制派」であることに驚き、大学が「政治的アジテーション」の場となっていることに違和感を表明しているのを見たが、このような権力に対するナイーブな拒否反応は、ラートゲンのとるところではなかった。知識人として彼が理想とする立場は、

むしろ体制の内側にあつて、具体的な政策の局面で政府を指導できるような顧問官としてのそれであり、したがって体制内在的なものだったといえよう。ちょうどドイツの歴史学派が社会政策へと直結していったように。

このような思想の持ち主が、日本の大学で講壇に立ったことの意味は、小さくなかったはずである。ラートゲンは期せずして、反政府的知識人のリクルート機構という側面が多分にあつたそれまでの高等教育機関に、制度内的エリート養成の理念を注入する役割を担ったといふことができる。時は、高等官吏養成機関を掲げた帝国大学設立の前夜にあたっていた。ラートゲンの存在は、来るべき帝国大学体制の先兵の意味があつたのである。

(2) 歴史・統計・比較

ラートゲンの講義は具体的にどのような内容のものだったのだろうか。国立国家図書館憲政資料室の『阪谷芳郎文書』には、阪谷が明治15-16年度に聴講した際のラートゲン『政治学』のノート全二冊が遺されている⁴⁹⁾。そこから講義の節目を採録してみよう。

Introduction／ 1 - The organs of human social life, 2 - Family and tribe, 3 - Local Communities, 4 - Economical Organizations, 5 - Religious Communities, 6 - Nationality, 7 - Object of the lecture

Book I- The State; its Sphere and Forms

Chapter I - Sovereignty, Territory and People／ 8 - Sovereignty, 9 - Territory, 10 - People, 11 - Acquisition and Lost of the Quality of Subjects, 12 - Inhabitants, 14 - the Sphere of State (con), 15 - Limitation of State-power

Chapter II - Sphere of Limits of State／ 13 - End of State, 14 - the Sphere of State

Chapter III - Forms of State and Government／ 16 - Introduction, 17 - Aristotilian and other Divisions of State-forms, 18 - Historical Development of the forms of State; Early Institutions, 19 - City-State, 20 - Theocratic States, 21 - Feudal State, 22 - Modern Absolute Monarchy, 23 - Limited Monarchies, 24 - Secondly: Constitutional Constitutional States, 25 - Democratic Representative States, 26 - Composite Government

Book II - Organism of the state

Chapter I - the Monarch／ 27- His position in the state, 28 - Personal Prerogatives of the Monarch, 29 - Acquisition of the Crown, 30 - Ability to Succeed, 31 - Effect of the

Succession, 32 - Legal Effect of Usurpation, 33 - Loss of the Crown, 34 - Representation of the Monarch, 35 - The family of the Monarch

Chapter II - the Public Service/ 36 - the nature of Public Service, 37 - Duties of Public Officers, 38 - Rights of Public Officers, 39 - Entrance into the Public Service, 40 - End of Public Service

Chapter III - Representation of the People/ 41 - Nature of Representation, 42 - The Sphere of Representation, 43 - Composition of the Representation, 44 - The Upper House, 45 - The Lower House, 46 - The forms of transactions, 47 - Privileges of Deputies

Book III - The Functions of state-power/ 48 - Introduction

Chapter I - Legislation/ 49 - Law and Legislation, 50 - The Domain of Legislation, 51 - The Forms of Legislation

Chapter II - Administration/ I - division. The Ceentral Government/ 53 - Historical Development, 54 - Ceentral Government in France, 55 - Prussia and Germany, 56 - England; II - Administration of Foreign Affairs/ 57 - In General, 58 - Diplomatic Service, 59 - The Consular Service; III - Division. - Administration of Justice/ 60 - Introduction, 61 - The Competency of Law-Courts in General, 62 - The Judiciary Organization, 63 - The Persons constituting the Court, 64 - Public Procurator, 65 - The Bar (lawyers), 66 - Pardon, 67 - Administrative Jurisdiction; IV - Administration of Home Affairs/ 69 - Its Sphere, 70 - Local Government in France, 71 - Local Government in England, 72 - Local Government in Prussia

Book IV - Means of State-power

Chapter I - Finances/ 73 - Introduction, 74 - Finances of England, 75 - Germany, 76 - The Budget, 77 - The Organs of Financial Administration, 78 - Public Property, 79 - Public Debt, 80 - The Public Revenue in General, 81 - The Revenue from Private Sources, 82 - The Income from Compensations for special public Services, 83 - Taxation, 84 - Lans-tax, 85 - Hpuse-tax, 86 - Professional tax, 87 - Prussian Class and Income-tax, 88 - The English Income-tax, 89 - Taxes on Consumption, 90 - Custom Duties, 91 - Taxes upon singleacts of Intercourse

Chapter II - The Public Force/ 92 - In General, 93 - Army and Navy

人間共同体の類別から説き起こし、国家の一般理論へと移り、国家の諸機能を英独仏の事例紹介を交えて網羅的に説き及ぶ。「政治学」と銘打つが、その内容は一般国家学に等しいものであった⁵⁰⁾。

そのような構成は、離日後に出版された『政治学』においても維持されている⁵¹⁾。ラートゲンの政治学講義は、来日当初より一貫した体系のもとでなされていたことが分かる。講義は英語で行われた。しかし、彼はこの時まで英会話は不得手であった⁵²⁾。帝大生としてラートゲンの講筵に列なった朝比奈知泉は、「最初来たばかりの時よりは大分達者にはなつて居たが、それでもまだ it are という言葉を能く使つて居た」と回顧している⁵³⁾。またラートゲン自らも国家学会での講演の劈頭、「会員諸君ノ大半ハ皆英語ヲ用井ンコトヲ欲セラル、カ故ニ已ムヲ得シテ不熟練ナル外国語ニ依ルニ至リシコト誠ニ余カ本意ニ非ス。從テ理義ノ通暢ヲ欠クコトナキヲ保セス。是レ本論ニ入ルニ先チ一言セサルヘカラサル所ナリ」と告白していた⁵⁴⁾。上掲の阪谷のノートも、決してこなれた英語で著されているとはいえない。秀才阪谷が、ラートゲンの発する言葉を片言隻句まで一心不乱に書き留めた様が窺える。

言葉は破格だったかもしれないが、それは教育にける熱意によってカバーされた。講義を始めるにあたって、彼は次のように兄姉に宛てて記している。

人々の念頭にはブルンチュリの『一般国法学』があります（翻訳が存在します）。しかし私は自分のやりたいようにすることができるので、それを主に比較国法学として組み換えてみるつもりです。講義（政治学と行政学。各々二学期）を今後新年度の初めからどのように組み立てていくかについても、大体が私の手に委ねられています。願ってもない立場です。何といっても私のポストは新しく設けられたものなのですから。（1882年4月6日付書簡）

新天地での教育にける若きラートゲンの意気込みが綴られている。彼は、ブルンチュリに依拠しながらも、それを自分なりに換骨奪胎することを謳っている。それはすなわち、『一般国法学』を比較国法学に組み換えることだと述べられている。ここで企図されているのは、欧州各国の実際の制度の事例をふんだんに講義に組み込むとの趣意である。上掲の構成にも明示されているが、「先づ原則を掲げて其大綱を示し、次に事実を挙げて其細目を説明す」というのが、講義のスタイルであった⁵⁵⁾。

このように、彼の講義は、国制の一般理論の講述を主軸としながら、各制度の説明をヨーロッパ諸国における歴史的経緯と現実の運用によって肉付けするという姿勢によって貫かれていた。というよりもむしろ、この後者の面にこそ重点は置かれていたといえる。ラートゲンによる国家学導入の意義は、それまで理論一辺倒だった日本の高等教育の政治認識に、経験科学的手法

という観念を伝えた点に何よりも求められよう。「理論ノ基礎ヲ過去及現在ノ事実ニ取り、過去ノ事実ハ之ヲ歴史ニ徴シ、現在ノ事実ハ之ヲ統計ニ糺シ、而シテ之ヲ断スルニ厳正ナル論理式ヲ以テ」⁵⁶⁾ すると謳われていたように、理論は事実に立脚することを要し、その事実とは、歴史と統計によって確定されることを要請された。つまり、歴史と統計によって構成された「事実」による政治の言説空間の刷新にこそ、講義の重点は置かれていたのである。東大赴任初年度のラートゲンの教育申報は、この点を裏書きしている。

政治学ノ範囲タル実ニ広漠タルモノナレトモ、中ニ就テ先ニ公法ノ原理定則ヲ審カニスルヲ以テ緊要トス。故ニ方今欧土ニ領袖タル諸邦即チ普国（日耳曼）英国及ヒ仏蘭西諸国ノ国体組織ヲ明ラカニセンカ為メ、普通ノ理論ヲ講スル等ニハ多時ヲ費サル様注意シ、乃チ左ノ数項ニ就テ特ニ精細ニ講明シタリ。[以下略]⁵⁷⁾

ラートゲンが赴任した当時、すでにその年度の最終学期は開始されていた。限られた授業時間のなかで、彼は西欧諸国の実際の国家組織の説明を優先し、いわゆる一般的な理論の説明によってそのための時間が奪われないよう注意した、という。彼の講義方針が、理論ではなく、現実の記述を重視したものだことが明示されている。換言すれば、抽象的な観念論による実際のプラクシスの批判ではなく、事実に基づくその理解に主眼があったのである。そのようにしてヨーロッパ諸国の制度的実情を詳らかにする彼の講義は、ラジカルな現状変革のイデオロギーではなく、国制改革の具体的な達成目標を提示するというキャッチアップ機能を持ち得たはずである。その意味でそれは、政府部内の漸進主義とまさに適合するものであった。

他方で、かような実際志向の講義は、学生たちの好評を勝ち得ることもできた。前章で紹介した手紙のなかで触れられているように、彼の講義は「一般的な論断や理論ばかり」が講じられていた大学の講壇において、はじめて「外国の憲法や行政についての具体的なこと」を教授したとして、歓迎されている。抽象理論によって飽和状態だった学生の脳裏にとっても、ラートゲンによる欧州各国の現実の諸制度の俯瞰は、極めて新鮮に映じるものものだったのである。

6. その後のラートゲン

1890（明治23）年5月20日、ラートゲンは8年間に及ぶ日本での生活に別れを告げ、横浜より帰国の途についた。日本政府からは雇用契約の更新を求められたが⁵⁸⁾、ドイツでの有為な前途を控えていた彼には、もう潮時だと思われたのだろう。日本での教育上の功績に対して、彼は天皇より勲四等旭日小綬章を授けられている⁵⁹⁾。

これまで本稿がたどってきたラートゲンの日本での生活は、彼自身にとっては、母国ドイツ

での本格的な活動の前の序幕にしか過ぎない。本稿の問題関心と触れ合う範囲で、「その後のラートゲン」に言及しておこう。

既述のように、ラートゲンは帰国した翌年の1891年に教授資格請求論文『日本の国民経済と国家財政』を出版、ドイツのアカデミズムにおいて日本研究者としての地歩を築いた。以後、彼は学者としては主として日本学と植民地政策の2分野において名をなすことになる。そのようなラートゲンの業績は、ドイツの正統な社会科学家によるほとんど唯一の日本研究として、当時のドイツでは決定的な価値をもつものだった。マックス・ヴェーバーやオットー・ヒンツェのような歴史家が、その比較社会史的関心から日本に触れたとき、彼らはラートゲンの著作を引照している。彼の日本論は、ドイツ・アカデミズムの日本像構築に多大な影響を与えるものだったといえる。

ラートゲンの日本論は主として経済学上のものであり、日本政府の発行する種々の統計資料に依拠して日本の情勢を解説する点に真骨頂があった。門外漢の筆者には、彼の業績の専門的評価は手に余る。ここでは、彼の日本に対するまなざしが、常にドライかつニュートラルであったことだけは指摘しておこう。日本語についてに通じなかったラートゲンは、統計上の数値を頼りに、あくまで「公平無私＝怒りも憂いもなく (*sine ira et studio*)」に日本の経済と財政の実状を縷述していったのである。そのうえで、彼の日本に対するスタンスとして、さらに次のような点が挙げられる。

ひとつは、日本の近代化に対する評価である。ラートゲンは日本が明治維新後達成した急速な近代化を総体として評価する。そのうえで彼は、政治社会にはなお種々の封建的残滓が残っていると見て、その払拭が今後の日本の課題だと記す。彼によれば、日本は政治経済のシステムの近代化は成し遂げたが、次の課題は個人の内面の近代化だというのである。例えばラートゲンは、日本の政治が今なお旧幕下の藩閥を単位として動いており、悪しき徒党主義がはびこっていると見なしている。日本の政党も例外ではなく、それはヨーロッパの政党と異なり、主義主張に基づく結社ではなく、パーソナルな情実関係による連帯に他ならない。こういった社会の諸局面における団体主義が、近代的な個人主義の成育を阻んでいるというのが、ラートゲンの診断する日本の「遅れ」の一例である⁶⁰⁾。

第二に、日本の固有文化に対する無関心である。日本の歴史と社会を見つめるラートゲンの視線は、西欧的価値尺度によって根本的に規定されており、日本の伝統的価値や文化については一顧だにしていない。この点、東京大学の同僚として、同様に欧米の法政思想の教育に従事したフェノロサが、後に日本美術へと傾倒していったのとは顕著なコントラストをなしている。ラートゲンは、欧米人のジャポニズムを骨董趣味と形容し、それとは一貫して距離を置いていた⁶¹⁾。

このように、ラートゲンにとって日本とはあくまでひとつの研究対象に過ぎなかった。研究

者として、対象に溺れることは厳に慎むべき事柄だったし、そもそも来日の経緯からして、彼のなかに日本に対する特別なシンパシーがあったわけではない。言うならば、彼の日本へのまなざしは、徹頭徹尾ヴィッセンシャフトの理念によって貫かれていた。この理念を未開の国日本に広めようとの伝道精神とこれによって日本を切り開かんとの開拓者の精神、— この両者によって、ラートゲンと日本との関係は規定されていたのである。

ヴィッセンシャフトの理念は、晩年に彼が参画したハンブルク植民地研究所の設立にまで受け継がれている。植民地経営にあたる官僚を中心に、海外での活動を希望する者一般に植民地教育を施すことを掲げていたこの研究所は、19世紀的ヴィッセンシャフトの延命の試みと称しう一面をもっている。研究所設立の構想を謳うラートゲンの言葉を拾っておこう。

ラートゲンは、20世紀に入って、かつての啓蒙時代のような効用性の考えがあらゆる面で支配的になったことを指摘しつつ、そのような実益性原理の学問への適用を拒絶して言う。

それ[直接的な有用性]は、真の学問の目標たり得るものではない。真の学問は、その課題を自らの内に有しているものであり、それが高度の精神性の要求を満たした場合にのみ、大学はその使命を充足するのである。⁶²⁾

19世紀的ヴィッセンシャフトの人ラートゲンは、かく述べて、学問が実務に隷属することに抵抗する。彼によれば、むしろ実務が学問の配下に置かれなければならなかった。

高等教育制度においては、学問的授業と実務的授業の対立など現実には存在しない。なぜなら、真に実務的なものとは、学問の完全な支配を受けた土壌のうえに立脚するものだからである。⁶³⁾

そのような土壌がすでに決して単一なものではなく、極めて専門分化したものであることは彼も認める。彼の植民地研究所の構想には、そのような学問の細分化状況を植民地学という器のなかで統括できないかとの問題意識が根底にあった。

植民地研究所の設立は、植民地教育のためにひとつの植民地学があるというのではなく、すべての学問は植民地に適用され得るし、それ故に多彩極まる学問的施設は協働しなければならないこと、この点はそれらが植民地で適用それ自体に尽きるものではないのと全く同様であるとの認識に基づくものだった。⁶⁴⁾

つまり植民地研究所の理念は、植民地に関する諸学を総合的に修得した人材による植民地経

営の実現にあったわけである。それは、国家という全体的な利益を体現する学識官僚による植民地統治に他ならなかった。ラートゲンは、ドイツ的植民官僚の意義を、イギリスのジェントルマンによる素人的植民地統治と区別して、次のように宣揚している。

われわれにはイギリスのジェントルマンの真似事などできない。しかしわれわれは、同じものを別のかたちでもっている。われわれは、単なる植民地技術者を養成したいとは思わない。われわれが必要としているのは、確固とした信念の持ち主であり、揺るぎの無い栄えある身分に属しているとの名誉心を持ち、その身分の純潔性を保ちたいと考えている者であり、永続的利益を特殊な利益関係者から守護するとの確固とした国家的心情の持ち主である。官僚が孤立無援で、私的利益が至るところで傍若無人極まりなくその実現を求めている植民地では、このことは本国以上に困難である。そのような地でわれわれは、ドイツの官僚精神の伝統に倅さすのである。⁶⁵⁾

植民地学の名の下で、ラートゲンは学問の総合性の回復を企図していた。そしてそれにとどまらず、彼は学問を修めた官僚による国家運営の理念を相変わらず追いつめていたのである。両者はともに、19世紀のフンボルト理念に代表されるドイツ教養思想の根本的契機であるが、産業化の進展と大衆社会の予兆に満たされたこの時期には、もはや反時代的な想念と化しつつあった。ひとつの研究所に諸学を蝸集させてみただけでは、科学の専門分化の趨勢はいかんともし得なかったし⁶⁶⁾、官僚制というマシーンがもたらす政治的桎梏にはすでに厳しい糾弾の声が有力な知識人からも挙がっていた⁶⁷⁾。だが、正統的ドイツ教養市民たるラートゲンは、植民地研究所の構想を通じて、「読書人の没落」(F・リンガー)に抗し、あくまでヴィッセンシャフトの再興を期していたのである。

結びにかえて

以上、御雇い教授カール・ラートゲンの生涯を、日本での活動を中心にたどってきた。教養市民としてのエリート意識を胸に來日した彼は、大学の内外でドイツ国家学を講じ、ドイツのヴィッセンシャフトの「伝道」に努めた。特に大学の中では、教育の内容とシステムの両面に批判の矛先を向け、自ら改良に尽力した。その成果は社会進化論や自然権論のような形而上的原理をいただく政治論の駆逐と、ゼミナールの試みを通じての学派形成による歴史的方法の浸透であり、これによって来るべき国家学会の大学内部における受け皿が形作られる。ドイツに帰国後もラートゲンはヴィッセンシャフトの徒として、統計的手法に基づいた日本論を発表していった。また、学問の専門分化と大学出の学識官僚の政治的無能力化が露となった晩年の時

代状況のなかでは、植民地研究所を創設することで、学問の総合性とドイツの官僚精神の救済を企て、ドイツ・ヴィッセンシャフトの砦を守ろうとした。彼の思想と活動は、ヴィッセンシャフトの精神によって常に導かれていたものであり、その生涯は、19世紀ドイツ・ヴィッセンシャフトの栄光と没落を体現していたといえる。

稿を閉じるにあたって、明治日本にとってのラートゲンの意義をもう一度考えておきたい。冒頭でも述べたように、ラートゲンの名は当時の独逸学の範疇のなかにおいても、決して高いものとはいえない。著名な法制官僚井上毅の遺文書である『梧陰文庫』のなかにも、ラートゲンの答申や意見書の類は見当たらず⁶⁸⁾、それが故に彼の地位は他の御雇いドイツ人法律家に準ずるものとも見なされよう。

確かに彼は「立法者」ではなく、一介の教師として明治国家に奉職した。しかし視角を変えれば、それが故に彼の存在は当時の為政者にとって代え難いものがあったということもできる。別著で明らかにしたことだが、当時の日本では、立憲国家への脱皮と併せて、知識社会の再編成が急ピッチで進んでいた。その際に念頭に置かれていたのは、来るべき立憲制度の理論的ならびに人的正当化を保障する知の制度の確立であった。そのような知の仕組みをかつて筆者は「国制知」と呼んだが⁶⁹⁾、この「国制知」の枠組みを当てはめてみたとき、ラートゲンの存在は特別な脚光を浴びることになる。彼は日本における「国制知」形成を理論と制度の両面でサポートした存在だったと考えられるからである。すなわち理論面においては、従来の民権派私学校を中心とする抽象的かつ急進的な反体制思想の叢生に対して、具体的データに立脚した国家と社会に関する考察を日本人に教示し、政治の議論空間を政談としてではなく、科学として成り立たしめた点において、そして制度面においては、帝国大学の成立や国家学会の創設という国制レベルでの知の再構築が進展していくなか、ゼミナール制度の導入やドイツ国家学の伝授を通じてその傾向をまさに内側から担ったとの点においてである。御雇い教師カール・ラートゲンの教育活動は、わが国における「国制知」の涵養に期せずして奉げられていたのである。

- 1) 帝国大学の成立については様々な研究が存在するが、ここではさしあたり、中山茂『帝国大学の誕生』（中公新書、1978年）、『東京大学百年史』通史1（東京大学出版会、1984年）の叙述を参照。
- 2) 「帝国大学体制」という術語の使用は、中野実氏に負う。中野実「帝国大学体制の成立とその改編の動向」寺崎昌男他編『近代日本における知の配分と国民統合』（第一法規出版、1993年）123-141頁、同「帝国大学体制形成に関する史的研究-初代総長渡辺洪基時代を中心にして-」『東京大学史紀要』第15号（1997年）1-19頁。

ここでいう「帝国大学体制」とは、単なる帝大内部の組織編成の問題として捉えられるべきものではない。そこには、「帝国大学を中心とする軍、産、官、民のネットワーク」（中野実『東京大学物語』（吉川弘文館、1999年）142頁）という構図も含意されている。さらに参照、酒井豊編

『日本近代大学成立期における国家、学術体制ならびに大学の関連構造に関する研究（平成元年度科学研究費補助金研究成果報告書）』9頁以下。

- 3) 『ドイツ国家学と明治国制-シュタイン国家学の軌跡-』（ミネルヴァ書房，1999年）
- 4) 例えば，御雇い外国人研究の泰斗梅溪昇氏の『お雇い外国人』（日本経済新聞社，1965年）にはラートゲンの名は見当たらず，同氏の『お雇い外国人-概説』（鹿島研究所出版会，1968年）においても一カ所，『日本人の国家と文化（Staat und Kultur der Japaner）』の著者として言及されてあるのみである。
- 5) Vgl. Barthold Witte, Kultur, Wirtschaft und Politik: Pfeiler des Friedens, in: Asia, Jg. 26, Heft 4, 1984, S. 65-76.
- 6) ドイツ教養市民層は近時のわが国のドイツ史研究でも盛んに取り上げられているが，ここでは特にその先駆的業績たる野田宣雄『教養市民層からナチズムへ-比較宗教社会史のこころみ-』（名古屋大学出版会，1988年）を参照。また同著者による「ドイツ教養市民層の諸問題」同著『ドイツ教養市民層の歴史』（講談社学術文庫，1997年）所収も参照。
- 7) この間，1918年にゲッチンゲン大学より招聘を受けているが，固辞してハンブルクにとどまっている。1921年11月7日の „Hamburger Fremdenblatt“ の訃報記事より。Staatsarchiv Hamburg, Zeitungsausschnitt-Sammlung A 767.
- 8) ラートゲンの日本関係著作として以下のものが挙げられる。
 - 1 「日本における官製人口統計の諸結果（Ergebnisse der amtlichen Bevölkerungsstatistik in Japan）」, in: Mittheilungen der Deutschen Gesellschaft für Natur-und Völkerkunde Ostasiens, 1887.
 - 2 『日本の国民経済と国家財政（Japan's Volkswirtschaft und Staatshaushalt）』, Leipzig, 1891.
 - 3 「書評・有森新吉著『日本国家法』（Das Staatsrecht von Japan von Sinkiti Arimori）」, in: Deutsche Literaturzeitung, Jg. 13, Nr. 42, 1892, Sp. 1375-6.
 - 4 「近代日本の成立（Die Entstehung des modernen Japan. Vortrag, gehalten in der Gehe =Stiftung zu Dresden am 10. Oktober 1896）」, Dresden, 1896.
 - 5 「日本の財政上の戦争準備（Japan's finanzielle Kriegsbereitschaft）」, in: Die Woche, Bd. VI, Nr. 3, 1904.
 - 6 「日本人の国民的性格（Japanischer Nationalcharakter）」, in: Die Nation, Bd. 21, 1904.
 - 7 「日本の戦時財政（Kriegsfinanzen Japan's）」, in: Die Nation, Bd. 22, 1904/5.
 - 8 『日本人とその経済的發展（Die Japaner und ihre wirtschaftliche Entwicklung）』, Leipzig, 1905.
 - 9 「二つの戦争の間：1895年から1904年までの日本の財政政策（Zwischen Zwei Kriegen: Die japanische Finanzpolitik von 1895 bis 1904）」, in: Festgabe für Adolf Wagner zum 70ten Geburtstag, Leipzig, 1905, S. 215-248.
 - 10 「中日対外交易の発展諸段階（Entwicklungstendenzen im Außenhandel Chinas und Japans）」, in: Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, Bd. 30, 1906, S. 1079-1094.
 - 11 「日露戦後の日本の国民経済（Die japanische Volkswirtschaft nach dem Russischen Kriege）」, in: Marine Rundschau, Bd. 18, 1907, S. 303-333.
 - 12 『日本人の国家と文化（Staat und Kultur der Japaner）』, Bielefeld und Leipzig, 1907.

- 13 「日本の憲政と行政 (Die Verfassung und Verwaltung Japans)」, in: Die Kultur und Gegenwart 2, Abt. 2I, Allgemeine Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte, 1. Häfte, Leipzig, 1911, S. 114-135.”
- 14 「アメリカ合衆国と日本 (Die Vereinigten Staaten von Amerika, Japan)」, in: Macht- und Wirtschaftsziele der deutschfeindlichen Staaten, Bd. 5, Berlin, 1918, S. 141-186.
- 15 『東アジア, ドイツ, そして平和 (Ostasien, Deutschland und Friede)』, 1918. [未見]
- 9) マックス・ヴェーバーやオットー・ヒンツェは、その比較社会史的研究で日本に関説するとき、ラートゲンの著作を参看している。ヴェーバーのラートゲンへの関説は、ヴェーバー（世良晃志郎訳）『支配の社会学 I』（創文社、1960年）194頁、同『支配の社会学 II』378頁などに見られるほか、『ヒンズー教と仏教』のなかでは、日本の物質的文化の発展について信頼のおけるドイツ人学者としてラートゲンが引き合いに出されている（Hinduismus und Buddhismus (Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. II), Tübingen, S. 295, 深沢宏訳『ヒンドゥー教と仏教』（日貿出版社、1983年）385頁）。本文でも触れているように、ラートゲンはヴェーバーのハイデルベルク大学における講座継承者となっており、両者の間には少なからぬ縁があった。ラートゲンは、ヴェーバーやトレルチをメンバーとする宗教学懇話会の一員でもあったらしい（マリアンネ夫人『マックス・ウェーバー』（みすず書房、1987年）271頁）。ラートゲンの日本論とヴェーバーの日本理解との関係を扱った邦語文献として、長妻廣至「マルクス、ヴェーバー、ラートゲン」『フォーラム』第7号（1989年）、安部隆一「マックス・ヴェーバーの日本研究とカール・ラートゲン」同著『流通諸費用の経済学的研究 安部隆一著作集第二巻』（千倉書房、1992年）所収がある。

ヒンツェのラートゲンへの依拠は、より慎重なものである。ヒンツェ（阿部謹也訳）『封建制の本質と拡大』（未来社、1966年）57頁以下、ders., Weltgeschichtliche Bedingungen der Repräsentativverfassung, in: ders., Staat und Verfassung [3. Auflage], Göttingen, 1970, S. 168.”
- 10) 古くには、美濃部達吉が、前注（7）に掲げた文献13の紹介を行っている。美濃部達吉「日本ノ立憲政治ニ対スルラートゲン教授ノ批評」『法学新報』第22巻第9号（1912年）1-7頁
その他、佐藤進「カール・ラートゲンの明治前期財政論」『武蔵大学論集』第8巻第4号（1960年）101-117頁、長妻廣至「カール・ラートゲンの明治期日本経済論」『人文学部紀要（神戸学院大学人文学部）』（1992年）85-100頁。長妻論文は、ラートゲン滞日時の松方デフレ下の社会認識が、彼の教授資格請求論文たる『日本の国民経済と国家財政』にどのように反映されているかを剔出している。
- 11) 蟬山政道『日本における近代政治学の発達』（実業之日本社、1949年）79頁以下
- 12) 勝田有恒「カール・ラートゲンの『行政学講義録』-ドイツ型官治主義の導入-」『明治法制史政治史の諸問題-手塚豊教授退職記念論文集-』（慶応通信、1977年）
- 13) 筆者が閲覧したこの書簡集は、原物をタイプライターで起こしたもので、1882年2月13日から1890年10月20日までの間に著された全206通が収められている。うち滞日時のものは173通である。
- 14) その背景には、ドイツにおける国家関係諸学 (Staatswissenschaften) の隆盛に鑑みて、これまでの英米主導の政治論からドイツ風政治学への転換を図ろうとした文部省や大学当局の思惑が介在したものと推測されるが、その直接のきっかけが何だったのかは判然としない。明治12年5月に当時イギリスのインズ・オブ・コートで法学の学習に努めていた穂積陳重が、文部省に「独逸国へ転国ノ願書」を提出している。穂積は「独逸諸大学ノ諸科全備シ教師多クハ拔群ノ碩

- 学ナルコト」と力説し、ベルリン大学へと転じているが、あるいはこの一件が、大学関係者にドイツの法学・国家学を強く認識させる機縁となったかもしれない。その穂積が日本に帰国したのは明治14年6月であり、彼は直ちに東京大学法学部の教官に採用されている。参照、穂積重行『明治一法学者の出発』（岩波書店、1988年）
- 15) 東京大学史料室蔵『文部省往復』明治15年丙、A45, 110-122。該資料所収の明治15年2月9日付福岡孝弟宛青木周蔵書簡によれば、当初文部省は外務省御雇いのヘルマン・ロesslerにも人選の依頼を行っていたところ、奇しくも青木、ロessler両人が「某大学博士『ドクトル、フォン、ホルチェンドルフ』」に適当な人材の紹介を打診するという事態が生じ、そのために金銭上のトラブルが生じたことが綴られている。青木は、このような誤解を避けるため、今後ドイツ国の教師雇入れの手続は一切自分に一任されたいと申し渡している。
- 16) 参照、ヨハネス・ジームス『日本国家の近代化とロessler』（未来社、1970年）
- 17) モッセは、井上馨・大隈重信外相期の条約改正作業に参加するなか、条約改正案によって設置されんとしていた大審院詰め外国人裁判官の地位に関心を寄せ、その職に就いて日本にとどまろうとしていた。その背景には、本国ドイツにおけるユダヤ人差別という現実が介在していたと推測される。以上の点について、長尾龍一「鹿鳴館の挫折とともに」同著『思想としての日本憲法史』（信山社、1997年）70頁を参照。この路線での条約改正交渉が、ボフソナードの反対や井上の失脚、大隈へのテロなどによって頓挫したことは周知の通り。
- なお、時代を異にするが、自由法運動の重要な論客であったにもかかわらず、モッセと同様にユダヤ人であるが故に、故国ドイツでの教授職の途を阻まれ、異国日本で法学を講じた異色の学者として、テオドル・シュテルンベルクの名を挙げることができる。Vgl. Anna Bartels-Ishikawa, Theodor Sternberg: einer der Begründer des Freirechts in Deutschland und in Japan, Berlin, 1998. バルテルス＝石川アンナ「テオドァ・シュテルンベルクのこゝろ」上・下、『書齋の窓』第487号、第488号（有斐閣、1999年）。
- 18) Barthold C. Witte, Derpreußische Tacitus: Aufstieg, Ruhm und Ende des Historikers Barthold Georg Niebuhr 1776-1831, Düsseldorf, 1979, S. 181.
- 19) 同様の心情で渡日したドイツ人として、第一次大戦中にドイツ帝国の宰相を務めたゲオルク・ミヒャエリスが挙げられる。彼は回顧録のなかで、来日前の心境を次のように語っている。「この大変化に寄せる喜びは大きかった。私の前には広大無辺の道が開けていた。外国でのドイツ精神の代表者となるという栄えある任務。往復の旅路で世界を見聞するための十分な路銀。豊富な経験と開かれた視野をもって故郷に帰り、全く新たなかたちで官吏としての生活を築くことができる」との期待。官僚仲間から、私は大いに羨望されたのだった」。Georg Michaelis, Für Staat und Volk, Berlin, 1922, S. 53.
- 20) 1882年6月22日付書簡
- 21) 1885年1月26日付書簡。前掲拙著238-239頁を参照。
- 22) 滞日時のラートゲンの活動を丹念にトレースした業績として、既述のように勝田有恒氏の研究がある。本章の論述は、勝田氏が明らかとされたラートゲンの行跡に、若干の落ち穂拾いをしたものである。
- 23) 講義の記録は、『行政学講義』第1号-第10号（明治17年4月-明治18年1月）として独逸学協会から刊行された（禁売買扱い）。後に、氏家禎助筆記『行政学講義』上篇（明治19年、独逸学協会）、『行政学』（明治25年、八尾書店）として市販されている。参照、勝田前掲論文156頁。
- 24) 独逸学協会発行の『独逸学協会雑誌』には、講義の様子が次のように喧伝されている。

「今回、協会ニ於テ、東京大学文学部教授独逸国人ラートゲン氏ヲ聘シ、毎土曜日ヲ以テ講義会ヲ開クコトニ決シ、既ニ去月十九日東京大学ニ於テ、行政学講義第一会ヲ開キ、爾後相次デ開講ス。尤聴講員九拾三名、講義録請求員百拾八名ニシテ目下尚陸続申込アリ」（明治17年2月15日号）。

「当協会曩ニ、東京大学文学部教授本会栄誉会員独逸人ドクトル、ラートゲン氏ヲ聘シテ講義会ヲ開キ、既ニ行政学大意ノ講義ヲ卒ヘ、講義録ヲ配布スルコト拾号ニ及ベリ。即チ、前約ヲ踐ミ客歳十二月ヲ以テ該会ヲ閉ヂタリト雖トモ、其學術ニ裨補スル鈔カラサルヲ以テ、聴講員中之ヲ継続センコトヲ冀望スルモノ多シ。是ニ於テ本年亦客年ノ例ニ准ジ、ラートゲン氏ヲ教師トシテ講義会ヲ開カントス」（明治18年1月15日号）。

以上、獨協学園百年史編纂委員会『独協百年』第2号（1979年）357-358頁。

- 25) 講義の記録として、『行政学講義録 工商政策論』第1号-第8号（明治19年1月-明治20年11月、独逸学協会）。なお、この講義は、その後ミハエーリスによって受け継がれ、同誌第9号、第10号が刊行されて終結している。
- 26) 参照、勝田前掲論文。
- 27) 『大日本水産会報告』第14号（明治16年）の「本会紀事」参照。なお、そこでは、「ラートゲン氏ノ演説ハ次号ニ登録スベシ」と記されているが、同誌15号以降には見当たらない。
- 28) モッセが法制面を講述しているのに対し、ラートゲンの講義は地方財政についてのものとなっている。講義の記録として、本文中にも記しているように、『自治政講義録』全23号（自治政研究会、明治21-22年）が出されている。このうち、ラートゲン担当部は第3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 20号。これらは後に合本されて、中根重一訳『地方財政学』（日本書籍会社、明治22年）として刊行されている。
- 29) 1886（明治19）年10月12日付書簡でラートゲンは、取引所法の起草に従事していることを伝えている。
- 30) 勝田前掲論文132頁。もっとも、ラートゲンの書簡集には、これに類する報告はなされていない。彼は日本での活動をこまめに書き送っているのに、内務省での講義が実際に行われたのか再考の余地がありそうである。勝田氏は『公爵山県有朋』中巻（山県有朋公記念事業会、1933年）1026頁所載の後藤新平の述懐（「帝国大学の行政学教授の独逸人や伯林の市参事会員で内閣顧問をしている人[モッセ]に乞ふて、内務省に時日を定めて講座を開いた」）に依拠されているが、後藤がこれを自治政研究会と混同していたという可能性もある。
- 31) 1883（明治16）年5月13日付書簡
- 32) 国家学会については、前掲拙著第3部を参照。
- 33) 1887（明治20）年3月18日付書簡で、彼は、「新たに設立された別の学会の中心メンバーに私は自らを仕立て上げました。『国家学会』というものが設立されたのです。トップは大学の長である渡辺[洪基]です。メンバーはほとんど私のかつての、そして現在の生徒たちです。設立の会で私は、（もちろん日本人とならんで）講演を行い、日本の国民統計について話しました（英語でです）」と記している。
- 34) 「日本及ヒ欧州人口統計結果ノ比較」『国家学会雑誌』第1号（1887年）34-46頁、同第2号、100-116頁。同一テーマの講演を彼は、在日ドイツ人間の学術交流組織である「東亞風土民情視察会」（今日の東アジア協会）での行っている。Ergebnisse der amtlichen Bevölkerungsstatistik in Japan, in: Mittheilungen der Deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens, Bd. 4, 1887, S. 322-340.

国家学会ではこの他にも、明治21年3月5日（『近代交通の発達』『国家学会雑誌』第2巻第14号（1888年）204-234頁）と明治22年2月13日（参政ノ権利及国民ノ義務』『国家学会雑誌』第3巻第25号（1889年）137-150頁）の二度、ラートゲンは講演を行っている。

- 35) 「政治学統計学教師ラートゲン申報」『東京大学第三年報 起明治15年9月止同16年12月』240-241頁（東京大学史史料研究会編『東京大学年報』第2巻（東京大学出版会、1993年）288頁）
- 36) 帝国大学の設立は国制改革の重大な一環として、伊藤博文によって観念されていた。前掲拙著のほか、拙稿「伊藤博文と国制知」『あうろーら』第20号（21世紀の関西を考える会、2000年）95-102頁を参照。
- 37) 草創期京都帝国大学におけるゼミナール教育の試みについては、潮木守一『京都帝国大学の挑戦』（名古屋大学出版会、1984年〔講談社学術文庫、1997年〕）を参照。
- 38) ラートゲンによるゼミナール導入の試みに触れた先行業績として、前掲中野実『東京大学物語』103頁以下を参照。
- 39) 前掲『東京大学年報』第2巻、287頁
- 40) 同上287-288頁

- 41) Vgl. Rathgen, Japan's Volkswirtschaft und Staatshaushalt), Leipzig, 1891, S. IX. 石塚英蔵はラートゲン講述（李家隆介、山崎哲蔵訳）『政治学』（明法堂、1892年）に寄せた序文のなかで、自分は「大学に在るの日、久く博士の講筵に侍し、又嘗て博士を輔けて我国財政上の材料を蒐集し其看顧特に浅しと為さす」（4頁）と述べている。
- 42) 『阪谷芳郎伝』（故阪谷子爵記念事業会、1951年）は、阪谷の大学時代に学んだ「諸教授の中で、子が最も私淑したのは、国法学及び行政学を講じたラートゲンであつたらしい」（76頁）と記す。阪谷とラートゲンのコンタクトはラートゲン帰国後も継続していった模様である。1905年にアドルフ・ヴァーグナー祝賀論文集に日本論を寄稿する際、ラートゲンは阪谷（及び花房直三郎）から資料の提供を受けている。第1章注7掲載文献9、215頁参照。

金井とラートゲンの親交については、河合栄治郎『明治思想史の一断面-金井延を中心として-』（日本評論社、1941年）68頁以下参照。

- 43) 参照、山口静一「御雇外国人教師エルネスト・F・フェノロサ」山口静一編『フェノロサ社会論集』（思文閣出版、2000年）
- 44) 前記『阪谷芳郎伝』は、「ラートゲン教授とは卒業後も親しく交際のあつた事は、当時の子の日記の示す所である。また、現に阪谷家には、子によつて遺存されている『ラートゲン先生に関する写真及び書類』なる一袋がある」（78頁）と記載する。実際、国立国会図書館憲政資料室所蔵『阪谷芳郎文書』中の「阪谷芳郎日記」1-2号（明治17年7月1日-24年7月31日）によれば、明治17年9月28日、同年11月30日、明治18年6月13日、明治19年3月21日にラートゲンを訪問しているほか、離日間際の明治23年5月12日にも饒別のため彼を訪ねている（「ラートゲン氏ヲ訪ヒ贈物ヲ渡ス」）。なお、『阪谷伝』に触れられている「『ラートゲン先生に関する写真及び書類』なる一袋」であるが、これに該当するものは『阪谷文書』中には見出し得ない。

また、前掲河合『明治思想史の一断面』には、金井延がラートゲンの助手として働き、個人的な指導を受けていたという両者の親密な往来が綴られている。

- 45) この観点を学問史に適用し、経済学におけるオーストリア学派の形成を活写した労作が、八木紀一郎『オーストリア経済思想史研究』（名古屋大学出版会、1988年）である。
- 46) ラートゲンのスペンサー批判は第3章で触れた。バックルについては、国家学会の講演で、次のように述べられている。「統計上ノ事実ヲ以テ恰モ彼物理科学ノ法則ノ如ク一定変化セス到ル

処同一ノ結果ヲ呈スヘキモノトスルニ至ルコト比々皆然リ。斯等ノ例ハ不幸ニシテ斯邦人ノ愛読スル所トナレル勃克兄氏ノ文明史ニ於テ往々見ルコトヲ得ヘク」（前掲「日本及ヒ欧州人口統計結果ノ比較」36頁）

- 47) Rathgen, Die Entstehung der Mächte in Deutschland, Darmstadt, 1881.
- 48) A. a. O., S. 60
- 49) 『阪谷文書』852。このほか、ラートゲンの行政学講義ノートも収蔵されている（851）。なお、同文書には東京大学時代のフェノロサの講義ノートも見出される。両ノートは、近代日本における社会科学の成立過程を綴った貴重なドキュメントと目され、両者の比較検討は今後の重要な課題である。フェノロサのノートに関する精緻な研究としてはすでに、杉原四郎「フェノロサの東京大学講義」『季刊 社会思想』第2巻第4号（社会思想社、1972年）1037-1053頁、山下重一「フェノロサの東京大学教授時代」『國學院法学』第12巻第4号（1975年）121-162頁がある。
- 50) 実際、この当時、「政治学」は「国家学」と同義であった。当のラートゲン講述『政治学』でも、凡例のなかで「本書ハ独語ニ因ルトキハ国家学（スタートツ井ッセンシャフト）ト謂ヒ、英語ニ因ルトキハ政治学（ポリチカルサエアンス）ト謂フ」（1頁）と明記されている。
- 51) 『政治学』は訳者たる李家・山崎両氏の筆記ノートに基づいている（平田東助の序文、4頁）。
- 52) この点は、ラートゲン選出の際、青木周蔵によって文部省に打診されていた。「尤英語之義ハ其理解ニ長シ尚ホ言語ニハ熟セサル由ニ付目下直ニ条約第十一條ニ原キ教授之際英語ヲ以致講釈候事ハ無覚束候。併シ航海中ハ勿論本邦到着之上モ勉メテ對話的ニ英語ヲ学ビ急ニ条約第十一章之旨ヲ奉スヘシトノ決意ニ御座候」（前掲明治15年2月9日付福岡孝弟宛青木周蔵書簡）。
- 53) 朝比奈知泉『老記者の思ひ出』（中央公論社、1938年）268頁
- 54) 前掲「日本及ヒ欧州人口統計結果ノ比較」34-35頁
- 55) 石塚英蔵「序」3頁、前掲ラートゲン『政治学』所収
- 56) 山崎哲哉「政治学小引」5頁、前掲ラートゲン『政治学』所収
- 57) 「国法学政治学統計学教師ラートゲン申報」『東京大学第二年報 起明治14年9月 止同15年12月』235頁（前掲『東京大学年報』第2巻、184頁）
- 58) 1890年1月27日付書簡によれば、ラートゲンは青木周蔵より政府顧問の一人として日本にとどまることを求められたが、「ありきたりの条件で、また数年この地で過ごすことは、明らかに賢明でない」と述べている。
- 59) 授勲の裁可願いその他の資料が、梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』第2巻（思文閣出版、1991年）307-308頁に収められている。なお、彼は1907（明治40）年8月に二度目の叙勲を受け、勲三等瑞宝章を授かっている。裁可願いには、「帰国後モ尚専ラ本邦ノ事ヲ研究シ、殊ニ帝国ノ財政ニ就テハ深く研究ヲ為シ現ニ独逸国学者間ニ於テ日本財政通ヲ以テ許サルハニ至レリ。且本邦留学生ノ為ニ斡旋尽力多大ノ便益ヲ与フルノミナラス、日露戦役ノ際ハ深く我邦ニ同情ヲ寄せ、著書ニ論文ニ講話ニ熱心懇切我邦経済上ノ発達ヲ説明シ、財政ノ鞏固ナルヲ紹介スルト共ニ其忠君愛国ノ精神ニ富メルヲ称揚シ、我邦ニ対スル誤解謬見ヲ打破シ、為ニ戦役上利便ヲ与ヘタルコト尠カラス」と表彰の理由が記されている（前掲『明治期外国人叙勲史料集成』第4巻、372頁）。
- 60) Rathgen, Staat und Kultur der Japaner, Bielefeld und Leipzig, 1907, S.136-138.
- 61) Staat und Kultur der Japaner のなかでラートゲンは、芸術という個性の開花が要請される営みのなかでも、日本の伝統美術にはそれが全く欠けているとの観察を示している（S. 107-108）。また、ヴィット博士所蔵のラートゲン書簡集のなかに、彼がドイツの新聞に寄稿した1882年10月の日付の記事の切り抜きが綴じ込まれているが、「非政治的通信（Unpolitische Briefe）」

と題するその文章のなかで、上野で催された邦画の展覧会に触れつつ、「日本美術の繊細さや神秘さについて全く何も理解できない」と書いている。

このような日本美術への無関心の一方で、彼は日本刀の鐔に施された多彩な装飾には非常に魅せられたらしく、滞日中に相当数の収集を行っている。ラートゲンのコレクションは、遺族からライプチヒの民族学博物館（Museum für Völkerkunde zu Leipzig）に寄贈され、目下整理中である。

- 62) Hamburgische Universität. Reden, gehalten bei der Erönungsfeier am 10. Mai 1919 in der Musikhalle von Bürgermeister Dr. Werner von Melle und Professor Dr. Karl Rathgen, erstem Rektor der Universität, Hamuburg, 1919, S. 16.
- 63) Rathgen, Beamtentum und Kolonialunterricht, Hamburg, 1908, S. 85.
- 64) Hamburgische Universität, S. 11.”
- 65) Rathgen, Beamtentum und Kolonialunterricht, Hamburg (FN6), S. 83-84.
- 66) 世紀転換期におけるドイツの文化的危機の意識と学問の総合性回復の希求について、フリッツ・リンガー（西村稔訳）『読書人の没落』（名古屋大学出版会、1991年）第5章以下を参照。
- 67) その急先鋒として政治論を展開したのが、マックス・ヴェーバーであったことは言うまでもない。
- 68) 井上毅とラートゲンの接点が不思議なことに見当たらないことの指摘として、木野主計／大石眞「井上毅のすごさ」大石眞／高見勝利／長尾龍一編『対談集 憲法史の面白さ』（信山社、1998年）84頁。
- 69) この時期における明治国家の「国制知」形成について、さしあたり前掲拙稿「伊藤博文と国制知」を参照。

（本稿のもととなる研究報告を聴き、幾多の貴重な助言と批判を提供してくださった京都大学人文科学研究所の共同研究班ならびに國学院大学梧陰文庫研究会野皆様に感謝申し上げます。東京大学大学史資料室の中野実助教授からは資料の面で便宜をはかっていただいた。併せて御礼申し上げます。なお、本稿は平成12年度文部省科学研究費（奨励研究 A）による成果の一部である。）